

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 案件名

令和7年7月26日午後2時25分頃に発生した、恵庭市役所駐車場において公用自動車のドアが駐車中の自動車に接触し、当該自動車の右後部フェンダーを損傷させた事故に係る和解及び損害賠償額の決定

2 和解の相手方

（住所）北広島市大曲柏葉4丁目11番18号

（氏名）山 田 良 一

3 和解の要旨

自動車の右後部フェンダーを損傷させた事故について、市は、その原因が公用自動車のドアの開閉の瑕疵によるものであったことを認め、その損害を賠償する。

4 損害賠償の額

修理費 118,916円

5 専決処分年月日

令和7年9月16日

議案第 1 号

第 6 期恵庭市総合計画の基本構想について

恵庭市まちづくり基本条例（平成 2 5 年条例第 3 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定により、第 6 期恵庭市総合計画の基本構想を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

議案第 2 号

恵庭市体育施設条例の一部改正について

恵庭市体育施設条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市体育施設条例の一部を改正する条例

恵庭市体育施設条例（平成 1 7 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案																																					
第 1 条～第 18 条（略）	第 1 条～第 18 条（略）																																					
別表(第 7 条関係)	別表(第 7 条関係)																																					
(1)～(4)（略）	(1)～(4)（略）																																					
(5) 市民スキー場	(5) 市民スキー場																																					
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>大人</th><th>小人</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>団体1日券</td><td>500円</td><td>250円</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	区分	使用料		大人	小人	(略)			団体1日券	500円	250円	(略)			<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>大人</th><th>小人</th></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>団体1日券</td><td>500円</td><td>250円</td></tr><tr><td>高齢者3時間券</td><td>1,000円</td><td></td></tr><tr><td>おとな・子どもペア券A</td><td colspan="2">2,500円</td></tr><tr><td>おとな・子どもペア券B</td><td colspan="2">3,000円</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	区分	使用料		大人	小人	(略)			団体1日券	500円	250円	高齢者3時間券	1,000円		おとな・子どもペア券A	2,500円		おとな・子どもペア券B	3,000円		(略)		
区分		使用料																																				
	大人	小人																																				
(略)																																						
団体1日券	500円	250円																																				
(略)																																						
区分	使用料																																					
	大人	小人																																				
(略)																																						
団体1日券	500円	250円																																				
高齢者3時間券	1,000円																																					
おとな・子どもペア券A	2,500円																																					
おとな・子どもペア券B	3,000円																																					
(略)																																						
備考	備考																																					
(1)・(2)（略）	(1)・(2)（略）																																					
(3) 1 日券、4 時間券、ナイター券及び団体 1 日券	(3) 1 日券、4 時間券、ナイター券、 <u>団体 1 日券、高齢者 3 時間券、おとな・こど</u>																																					

現行	改正案
は当日限りとし、その他の利用券はそのシーズン限りとする。 (4) (略) (5) <u>団体券</u> は、<u>20 名</u>以上で構成する団体(行政機関、市内の社会教育関係団体、学校教育関係団体、社会福祉関係団体、町内会等をいう。)であって、営利を目的としない活動に使用する場合(訓練、講習、競技等の目的を持ち使用する場合に限る。)とする。 (6) (略) (7) (略) (6) (略)	<u>もペア券 A 及びおとな・こどもペア券 B</u> は当日限りとし、その他の利用券はそのシーズン限りとする。 (4) (略) (5) <u>団体 1 日券</u>は、<u>20 人</u>以上で構成する団体(行政機関、市内の社会教育関係団体、学校教育関係団体、社会福祉関係団体、町内会等をいう。)であって、営利を目的としない活動に使用する場合(訓練、講習、競技等の目的を持ち使用する場合に限る。)とする。 (6) <u>高齢者 3 時間券の対象は、65 歳以上の者とする。</u> (7) <u>おとな・こどもペア券 A の対象は、大人及び小人各 1 人とする。</u> (8) <u>おとな・こどもペア券 B の対象は、大人 1 人及び小人 2 人とする。</u> (9) (略) (10) (略) (6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 11 条 （略） （虐待等の禁止） 第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第 33 条の 10 各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第 1 条～第 11 条 （略） （虐待等の禁止） 第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第 33 条の 10 第 1 項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第 12 条の 2～第 24 条 （略）	第 12 条の 2～第 24 条 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第15号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第10条（略） (虐待等の禁止) 第11条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第12条～第41条（略）	第1条～第10条（略） (虐待等の禁止) 第11条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第12条～第41条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部改正)

第3条 恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第14条（略） (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下 <u>この号及び次号</u> において「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規	第1条～第14条（略） (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じ、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。))第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項の規

現行	改正案
定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) 第 16 条～第 24 条 (略) (虐待等の禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号 _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 26 条～第 55 条 (略)	定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) 第 16 条～第 24 条 (略) (虐待等の禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第 26 条～第 55 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 4 条 恵庭市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 12 条 (略) (虐待等の防止) 第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号_____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第 1 条～第 12 条 (略) (虐待等の防止) 第 13 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号_____に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

現行	改正案
第 14 条～第 28 条（略）	第 14 条～第 28 条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 15 条（略）	第 1 条～第 15 条（略）
（利用乳幼児及び職員の健康診断）	（利用乳幼児及び職員の健康診断）
第 16 条（略）	第 16 条（略）
2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下この項において「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、 <u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u> が行われた
<u>_____</u> が行われた	場合であって、 <u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる</u> 健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、 <u>利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないこ</u>
場合であって、 <u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないこ</u>	う健康診断の全部又は一部を行わないこ

現行	改正案				
とができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u> の結果を把握しなければならない。	とができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、 <u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u> の結果を把握しなければならない。				
	<table> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td><u>乳幼児に対する健康診査</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>				
3（略）	3（略）				
第17条～第41条（略）	第17条～第41条（略）				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

恵庭市高等学校等奨学金支給条例の制定について

恵庭市高等学校等奨学金支給条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市高等学校等奨学金支給条例

(目的)

第 1 条 この条例は、学業成績が優良であるにもかかわらず、経済的な理由によって高等学校等に就学することが困難な生徒及び不登校等の生徒であって、経済的な理由を抱えつつも、向学心があり、学校復帰への意志を有するものに対し、奨学金を支給することにより、等しく教育を受ける機会の確保に資することを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 奨学金の支給を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、申請時に恵庭市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく住民基本台帳に記録されている者（親又はこれに代わるべき者がこの要件を満たす場合を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 高等学校等（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部若しくは高等専門学校又は学校教育法施行規則（昭和 2 2 年文部省令第 1 1 号）第 1 5 0 条第 3 号に規定する専修学校の高等課程で文部科学大臣が指定するものをいう。以下同じ。）に在学していること。

(2) 奨学金の支給を必要とする経済的理由がある者

(3) 次に掲げる条件のいずれかに該当する者

ア 学業成績が優良であること（イに掲げる者を除く。）。

イ 向学心があり、学校復帰への意志を有すること（不登校、傷病その他の理由により長期にわたる欠席又は出席停止が認められる者として教育委員会規則で定める者に限る。）。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要と認める者に対し、奨学金を支給することができる。

（奨学金の額）

第3条 奨学金の額は、奨学生1人につき月額5,000円とする。

2 奨学金は、毎年度予算の範囲内で支給するものとする。

（奨学金の支給の申請）

第4条 奨学金の支給を受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、教育委員会規則で定めるところにより申請書を提出しなければならない。

（奨学金の支給決定）

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査するとともに、奨学金の支給の可否を決定し、申請者に通知する。

（奨学金の支給期間）

第6条 奨学金を支給する期間は、就学する高等学校等の正規の修業年限とする。ただし、特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

（奨学金の廃止又は休止）

第7条 教育委員会は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を廃止し、又は休止することができる。

(1) 奨学金の辞退を申し出たとき。

(2) 傷病等のため学業を続ける見込みがないとき。

(3) 休学したとき。

(4) 第2条に定める資格を欠いたとき。

(5) その他教育委員会が奨学金を支給する必要がないと認めるとき。

(奨学金の返還)

第8条 教育委員会は、前条の規定により奨学金の支給を廃止し、又は休止したときは、奨学生に対し、既に支給した奨学金の全部又は一部を返還させなければならない。

(奨学生の義務)

第9条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に届けなければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学をしたとき。

(2) 本人の身分、住所その他奨学金に係る申告内容に異動が生じたとき。

2 前項の規定による届出の手続については、教育委員会規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(恵庭市基金条例の一部改正)

2 恵庭市基金条例（平成14年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

高等学校等入学準備金基金	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例（平成27年条例第10号）による入学準備金の資金とする。
--------------	---

」

を

「

高等学校等就学支援基金	恵庭市高等学校等奨学金支給条例（令和7年条例第号）及び恵庭市高等学校等入学準備金支給条例（平成
-------------	---

	27年条例第10号)による就学支援の資金とする。
--	--------------------------

」

に改める。

(えにわ・花子さん愛情寄附条例の一部改正)

3 えにわ・花子さん愛情寄附条例(平成20年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「高等学校等入学準備金支給事業」を「高等学校等就学支援事業」に改める。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 高等学校等就学支援事業

(恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

4 恵庭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

16 教育委員会	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成27年条例第10号)による入学準備金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

」

を

「

16 教育委員会	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例(平成27年条例第10号)による入学準備金の支給に関する事務で
----------	--

	あつて規則で定めるもの
17 教育委員会	恵庭市高等学校等奨学金支給条例（令和7年条例第号）による奨学金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

」

に改める。

別表第3中

「

教育委員会	恵庭市高等学校等入学準備金支給条例による入学準備金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であつて規則で定めるもの
			地方税関係情報であつて規則で定めるもの
			生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

」

を

「

教育委員会	恵庭市高等学校等入学	市長	住民票関係情報であつて規則
-------	------------	----	---------------

	準備金支給条例による 入学準備金の支給に 関する事務であって規則 で定めるもの		で定めるもの
			地方税関係情報であって規則 で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則 で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であ って規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関 係情報であって規則で定める もの
			児童扶養手当関係情報であつ て規則で定めるもの
教育委員会	恵庭市高等学校等奨学 金支給条例による奨学 金の支給に関する事務 であって規則で定める もの	市長	住民票関係情報であって規則 で定めるもの
			地方税関係情報であって規則 で定めるもの
			生活保護関係情報であって規則 で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であ って規則で定めるもの
			中国残留邦人等支援給付等関 係情報であって規則で定める もの
			児童扶養手当関係情報であつ て規則で定めるもの

」

に改める。

議案第 6 号

恵庭市火災予防条例の一部改正について

恵庭市火災予防条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市火災予防条例の一部を改正する条例

恵庭市火災予防条例（昭和 3 8 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
目次 第 1 章～第 3 章の 2 （略） 第 4 章～第 8 章 （略） 附則 第 1 条～第 29 条 （略） （火災に関する警報の発令中における火の使用 の制限） 第 30 条 火災に関する警報_____	目次 第 1 章～第 3 章の 2 （略） <u>第 3 章の 3 林野火災の予防(第 30 条の 9・第 30 条の 10)</u> 第 4 章～第 8 章 （略） 附則 第 1 条～第 29 条 （略） （火災に関する警報の発令中における火の使用 の制限） 第 30 条 火災に関する警報(法第 22 条第 3 項に 規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)
_____が 発せられた場合における火の使用について は、次の各号に定めるところによらなければな らない。 (1)～(4) （略）	_____が 発せられた場合における火の使用について は、次の各号に定めるところによらなければな らない。 (1)～(4) （略）

現行	改正案
(5) (略) (6) <u>屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> 第 30 条の 2～第 30 条の 8 (略) (屋外催しに係る防火管理) 第 48 条の 4 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに(当該指定催しを開催する日の 1	(5) <u>山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。</u> (6) (略) 第 30 条の 2～第 30 条の 8 (略) 第 3 章の 3 <u>林野火災の予防</u> (林野火災に関する注意報) 第 30 条の 9 <u>市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> 2 <u>前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 30 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。</u> 3 <u>市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。</u> (林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第 30 条の 10 <u>市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 30 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。</u> 第 31 条～第 48 条の 3 (略) (屋外催しに係る防火管理) 第 48 条の 4 前条第 1 項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の 14 日前までに(当該指定催しを開催する日の 1

現行	改正案
4 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後、遅滞なく)、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 51 条 _____において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に關すること。 (4)～(6) (略) 2 (略) 第 49 条・第 50 条 (略) (火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第 51 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名(法人にあっては所在地及び名称)その他必要事項を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為_____ (2)～(9) (略) 第 51 条の 2～第 56 条 (略)	4 日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後、遅滞なく)、次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第 51 条第 1 項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に關すること。 (4)～(6) (略) 2 (略) 第 49 条・第 50 条 (略) (火災とまぎらわしい煙等を發するおそれのある行為等の届出) 第 51 条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、住所、氏名(法人にあっては所在地及び名称)その他必要事項を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を發するおそれのある行為(たき火を含む。) (2)～(9) (略) <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u> 第 51 条の 2～第 56 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

公の施設の指定管理者の指定について（花の拠点）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
花の拠点	恵庭市南島松 8 2 8 番地 3 他	恵庭市恵み野北 3 丁目 1 番 1 株式会社ガーデンシティ恵庭 代表取締役社長 松 本 耕 二

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 8 号

公の施設の指定管理者の指定について（恵庭市営住宅 1 1 団地）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 施設の名称、位置及び指定する指定管理者

名称	位置	指定管理者
柏陽団地	恵庭市柏陽町 1 丁目 1 1 番、1 2 番、恵庭市柏陽町 4 丁目 1 番、2 番、1 3 番	札幌市北区北 1 9 条西 4 丁目 1 番 2 1 号 日興美装工業株式会社 代表取締役 宮 嶋 秀 行
恵央団地	恵庭市恵央町 9 番 1、1 2 番 5、1 5 番 1、1 6 番 1、1 7 番、1 8 番	
桜町団地	恵庭市桜町 2 丁目 3 番、5 番、8 番	
若草団地	恵庭市中島町 2 丁目 1 番地 1、1 番地 3、1 番地 4	
旭団地	恵庭市緑町 2 丁目 4 番、5 番	
福住団地	恵庭市福住町 1 丁目 7 番 2	
有明団地	恵庭市有明町 1 丁目 1 3 番	
寿第 1 団地	恵庭市島松寿町 2 丁目 9 番地 1、2 1 番	

	地 1	
寿第 2 団地	恵庭市島松寿町 2 丁目 2 2 番地 1、3 3 番地 1、3 3 番地 2	
寿第 3 団地	恵庭市島松寿町 2 丁目 2 8 番地 1	
恵み野南団地	恵庭市恵み野南 1 丁目 1 番 3	

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

議案第 9 号

恵庭市民会館耐震化等改修工事の内建築工事（２期工事）の請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 3 9 年条例第 1 0 号) 第 2 条の規定により、恵庭市民会館耐震化等改修工事の内建築工事（２期工事）の請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 7 日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 工 事 名 恵庭市民会館耐震化等改修工事の内建築工事（２期工事）
- 2 契 約 金 額 5 9 0 , 1 5 0 , 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 恵庭市泉町 2 6 番地
恵庭建設株式会社
代表取締役 本 荘 武 則
- 4 契 約 の 方 法 4 者による事後審査型条件付一般競争入札

事後審査型条件付一般競争入札参加業者一覧

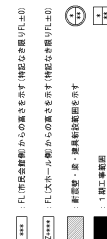
恵庭建設株式会社

株式会社玉川組

株式会社よねざわ工業

郷土建設株式会社

以上 4 者



二期工事

[illegible]

凡 例

The figure displays architectural drawings for the renovation of the Nishimura Building. It includes floor plans for the 1st and 2nd floors, showing the layout of the building and the location of various construction items. The drawings are accompanied by a detailed table of construction items, which lists the items and their corresponding construction methods and materials. The table is organized into columns for different types of construction items, such as structural elements, interior finishes, and exterior finishes. The drawings and table provide a comprehensive overview of the renovation project, including the scope of work and the materials to be used.

構造躯体を示す		内外装躯体を示す		1 期工事範囲		2 期工事	
17階	17階	17階	17階	17階	17階	17階	17階
18階	18階	18階	18階	18階	18階	18階	18階
19階	19階	19階	19階	19階	19階	19階	19階
20階	20階	20階	20階	20階	20階	20階	20階
21階	21階	21階	21階	21階	21階	21階	21階
22階	22階	22階	22階	22階	22階	22階	22階
23階	23階	23階	23階	23階	23階	23階	23階
24階	24階	24階	24階	24階	24階	24階	24階
25階	25階	25階	25階	25階	25階	25階	25階
26階	26階	26階	26階	26階	26階	26階	26階
27階	27階	27階	27階	27階	27階	27階	27階
28階	28階	28階	28階	28階	28階	28階	28階
29階	29階	29階	29階	29階	29階	29階	29階
30階	30階	30階	30階	30階	30階	30階	30階
31階	31階	31階	31階	31階	31階	31階	31階
32階	32階	32階	32階	32階	32階	32階	32階
33階	33階	33階	33階	33階	33階	33階	33階
34階	34階	34階	34階	34階	34階	34階	34階
35階	35階	35階	35階	35階	35階	35階	35階
36階	36階	36階	36階	36階	36階	36階	36階
37階	37階	37階	37階	37階	37階	37階	37階
38階	38階	38階	38階	38階	38階	38階	38階
39階	39階	39階	39階	39階	39階	39階	39階
40階	40階	40階	40階	40階	40階	40階	40階
41階	41階	41階	41階	41階	41階	41階	41階
42階	42階	42階	42階	42階	42階	42階	42階
43階	43階	43階	43階	43階	43階	43階	43階
44階	44階	44階	44階	44階	44階	44階	44階
45階	45階	45階	45階	45階	45階	45階	45階
46階	46階	46階	46階	46階	46階	46階	46階
47階	47階	47階	47階	47階	47階	47階	47階
48階	48階	48階	48階	48階	48階	48階	48階
49階	49階	49階	49階	49階	49階	49階	49階
50階	50階	50階	50階	50階	50階	50階	50階
51階	51階	51階	51階	51階	51階	51階	51階
52階	52階	52階	52階	52階	52階	52階	52階
53階	53階	53階	53階	53階	53階	53階	53階
54階	54階	54階	54階	54階	54階	54階	54階
55階	55階	55階	55階	55階	55階	55階	55階
56階	56階	56階	56階	56階	56階	56階	56階
57階	57階	57階	57階	57階	57階	57階	57階
58階	58階	58階	58階	58階	58階	58階	58階
59階	59階	59階	59階	59階	59階	59階	59階
60階	60階	60階	60階	60階	60階	60階	60階
61階	61階	61階	61階	61階	61階	61階	61階
62階	62階	62階	62階	62階	62階	62階	62階
63階	63階	63階	63階	63階	63階	63階	63階
64階	64階	64階	64階	64階	64階	64階	64階
65階	65階	65階	65階	65階	65階	65階	65階
66階	66階	66階	66階	66階	66階	66階	66階
67階	67階	67階	67階	67階	67階	67階	67階
68階	68階	68階	68階	68階	68階	68階	68階
69階	69階	69階	69階	69階	69階	69階	69階
70階	70階	70階	70階	70階	70階	70階	70階
71階	71階	71階	71階	71階	71階	71階	71階
72階	72階	72階	72階	72階	72階	72階	72階
73階	73階	73階	73階	73階	73階	73階	73階
74階	74階	74階	74階	74階	74階	74階	74階
75階	75階	75階	75階	75階	75階	75階	75階
76階	76階	76階	76階	76階	76階	76階	76階
77階	77階	77階	77階	77階	77階	77階	77階
78階	78階	78階	78階	78階	78階	78階	78階
79階	79階	79階	79階	79階	79階	79階	79階
80階	80階	80階	80階	80階	80階	80階	80階
81階	81階	81階	81階	81階	81階	81階	81階
82階	82階	82階	82階	82階	82階	82階	82階
83階	83階	83階	83階	83階	83階	83階	83階
84階	84階	84階	84階	84階	84階	84階	84階
85階	85階	85階	85階	85階	85階	85階	85階
86階	86階	86階	86階	86階	86階	86階	86階
87階	87階	87階	87階	87階	87階	87階	87階
88階	88階	88階	88階	88階	88階	88階	88階
89階	89階	89階	89階	89階	89階	89階	89階
90階	90階	90階	90階	90階	90階	90階	90階
91階	91階	91階	91階	91階	91階	91階	91階
92階	92階	92階	92階	92階	92階	92階	92階
93階	93階	93階	93階	93階	93階	93階	93階
94階	94階	94階	94階	94階	94階	94階	94階
95階	95階	95階	95階	95階	95階	95階	95階
96階	96階	96階	96階	96階	96階	96階	96階
97階	97階	97階	97階	97階	97階	97階	97階
98階	98階	98階	98階	98階	98階	98階	98階
99階	99階	99階	99階	99階	99階	99階	99階
100階	100階	100階	100階	100階	100階	100階	100階
101階	101階	101階	101階	101階	101階	101階	101階
102階	102階	102階	102階	102階	102階	102階	102階
103階	103階	103階	103階	103階	103階	103階	103階
104階	104階	104階	104階	104階	104階	104階	104階
105階	105階	105階	105階	105階	105階	105階	105階
106階	106階	106階	106階	106階	106階	106階	106階
107階	107階	107階	107階	107階	107階	107階	107階
108階	108階	108階	108階	108階	108階	108階	108階
109階	109階	109階	109階	109階	109階	109階	109階
110階	110階	110階	110階	110階	110階	110階	110階
111階	111階	111階	111階	111階	111階	111階	111階
112階	112階	112階	112階	112階	112階	112階	112階
113階	113階	113階	113階	113階	113階	113階	113階
114階	114階	114階	114階	114階	114階	114階	

Figure 1: Elevation drawings of the North and South Stand Structures (Modification and Repair Work) for the 2nd Construction Phase.

The figure consists of two main elevation drawings, one for the North Stand (北側立座) and one for the South Stand (南側立座). Both drawings show the structure's elevation with various levels and dimensions.

North Stand Elevation (Modification and Repair Work):

- Structure: 北側立座 (Modification and Repair Work)
- Dimensions: A1 S=1/150, A3 S=1/300
- Levels: 1st Floor (1階), 2nd Floor (2階), 3rd Floor (3階), 4th Floor (4階), 5th Floor (5階), 6th Floor (6階), 7th Floor (7階), 8th Floor (8階), 9th Floor (9階), 10th Floor (10階), 11th Floor (11階), 12th Floor (12階), 13th Floor (13階), 14th Floor (14階), 15th Floor (15階), 16th Floor (16階), 17th Floor (17階), 18th Floor (18階), 19th Floor (19階), 20th Floor (20階), 21st Floor (21階), 22nd Floor (22階), 23rd Floor (23階), 24th Floor (24階), 25th Floor (25階), 26th Floor (26階), 27th Floor (27階), 28th Floor (28階), 29th Floor (29階), 30th Floor (30階), 31st Floor (31階), 32nd Floor (32階), 33rd Floor (33階), 34th Floor (34階), 35th Floor (35階), 36th Floor (36階), 37th Floor (37階), 38th Floor (38階), 39th Floor (39階), 40th Floor (40階), 41st Floor (41階), 42nd Floor (42階), 43rd Floor (43階), 44th Floor (44階), 45th Floor (45階), 46th Floor (46階), 47th Floor (47階), 48th Floor (48階), 49th Floor (49階), 50th Floor (50階), 51st Floor (51階), 52nd Floor (52階), 53rd Floor (53階), 54th Floor (54階), 55th Floor (55階), 56th Floor (56階), 57th Floor (57階), 58th Floor (58階), 59th Floor (59階), 60th Floor (60階), 61st Floor (61階), 62nd Floor (62階), 63rd Floor (63階), 64th Floor (64階), 65th Floor (65階), 66th Floor (66階), 67th Floor (67階), 68th Floor (68階), 69th Floor (69階), 70th Floor (70階), 71st Floor (71階), 72nd Floor (72階), 73rd Floor (73階), 74th Floor (74階), 75th Floor (75階), 76th Floor (76階), 77th Floor (77階), 78th Floor (78階), 79th Floor (79階), 80th Floor (80階), 81st Floor (81階), 82nd Floor (82階), 83rd Floor (83階), 84th Floor (84階), 85th Floor (85階), 86th Floor (86階), 87th Floor (87階), 88th Floor (88階), 89th Floor (89階), 90th Floor (90階), 91st Floor (91階), 92nd Floor (92階), 93rd Floor (93階), 94th Floor (94階), 95th Floor (95階), 96th Floor (96階), 97th Floor (97階), 98th Floor (98階), 99th Floor (99階), 100th Floor (100階), 101st Floor (101階), 102nd Floor (102階), 103rd Floor (103階), 104th Floor (104階), 105th Floor (105階), 106th Floor (106階), 107th Floor (107階), 108th Floor (108階), 109th Floor (109階), 110th Floor (110階), 111th Floor (111階), 112th Floor (112階), 113th Floor (113階), 114th Floor (114階), 115th Floor (115階), 116th Floor (116階), 117th Floor (117階), 118th Floor (118階), 119th Floor (119階), 120th Floor (120階), 121st Floor (121階), 122nd Floor (122階), 123rd Floor (123階), 124th Floor (124階), 125th Floor (125階), 126th Floor (126階), 127th Floor (127階), 128th Floor (128階), 129th Floor (129階), 130th Floor (130階), 131st Floor (131階), 132nd Floor (132階), 133rd Floor (133階), 134th Floor (134階), 135th Floor (135階), 136th Floor (136階), 137th Floor (137階), 138th Floor (138階), 139th Floor (139階), 140th Floor (140階), 141st Floor (141階), 142nd Floor (142階), 143rd Floor (143階), 144th Floor (144階), 145th Floor (145階), 146th Floor (146階), 147th Floor (147階), 148th Floor (148階), 149th Floor (149階), 150th Floor (150階), 151st Floor (151階), 152nd Floor (152階), 153rd Floor (153階), 154th Floor (154階), 155th Floor (155階), 156th Floor (156階), 157th Floor (157階), 158th Floor (158階), 159th Floor (159階), 160th Floor (160階), 161st Floor (161階), 162nd Floor (162階), 163rd Floor (163階), 164th Floor (164階), 165th Floor (165階), 166th Floor (166階), 167th Floor (167階), 168th Floor (168階), 169th Floor (169階), 170th Floor (170階), 171st Floor (171階), 172nd Floor (172階), 173rd Floor (173階), 174th Floor (174階), 175th Floor (175階), 176th Floor (176階), 177th Floor (177階), 178th Floor (178階), 179th Floor (179階), 180th Floor (180階), 181st Floor (181階), 182nd Floor (182階), 183rd Floor (183階), 184th Floor (184階), 185th Floor (185階), 186th Floor (186階), 187th Floor (187階), 188th Floor (188階), 189th Floor (189階), 190th Floor (190階), 191st Floor (191階), 192nd Floor (192階), 193rd Floor (193階), 194th Floor (194階), 195th Floor (195階), 196th Floor (196階), 197th Floor (197階), 198th Floor (198階), 199th Floor (199階), 200th Floor (200階), 201st Floor (201階), 202nd Floor (202階), 203rd Floor (203階), 204th Floor (204階), 205th Floor (205階), 206th Floor (206階), 207th Floor (207階), 208th Floor (208階), 209th Floor (209階), 210th Floor (210階), 211th Floor (211階), 212th Floor (212階), 213th Floor (213階), 214th Floor (214階), 215th Floor (215階), 216th Floor (216階), 217th Floor (217階), 218th Floor (218階), 219th Floor (219階), 220th Floor (220階), 221st Floor (221階), 222nd Floor (222階), 223rd Floor (223階), 224th Floor (224階), 225th Floor (225階), 226th Floor (226階), 227th Floor (227階), 228th Floor (228階), 229th Floor (229階), 230th Floor (230階), 231st Floor (231階), 232nd Floor (232階), 233rd Floor (233階), 234th Floor (234階), 235th Floor (235階), 236th Floor (236階), 237th Floor (237階), 238th Floor (238階), 239th Floor (239階), 240th Floor (240階), 241st Floor (241階), 242nd Floor (242階), 243rd Floor (243階), 244th Floor (244階), 245th Floor (245階), 246th Floor (246階), 247th Floor (247階), 248th Floor (248階), 249th Floor (249階), 250th Floor (250階), 251st Floor (251階), 252nd Floor (252階), 253rd Floor (253階), 254th Floor (254階), 255th Floor (255階), 256th Floor (256階), 257th Floor (257階), 258th Floor (258階), 259th Floor (259階), 260th Floor (260階), 261st Floor (261階), 262nd Floor (262階), 263rd Floor (263階), 264th Floor (264階), 265th Floor (265階), 266th Floor (266階), 267th Floor (267階), 268th Floor (268階), 269th Floor (269階), 270th Floor (270階), 271st Floor (271階), 272nd Floor (272階), 273rd Floor (273階), 274th Floor (274階), 275th Floor (275階), 276th Floor (276階), 277th Floor (277階), 278th Floor (278階), 279th Floor (279階), 280th Floor (280階), 281st Floor (281階), 282nd Floor (282階), 283rd Floor (283階), 284th Floor (284階), 285th Floor (285階), 286th Floor (286階), 287th Floor (287階), 288th Floor (288階), 289th Floor (289階), 290th Floor (290階), 291st Floor (291階), 292nd Floor (292階), 293rd Floor (293階), 294th Floor (294階), 295th Floor (295階), 296th Floor (296階), 297th Floor (297階), 298th Floor (298階), 299th Floor (299階), 300th Floor (300階), 301st Floor (301階), 302nd Floor (302階), 303rd Floor (303階), 304th Floor (304階), 305th Floor (305階), 306th Floor (306階), 307th Floor (307階), 308th Floor (308階), 309th Floor (309階), 310th Floor (310階), 311th Floor (311階), 312nd Floor (312階), 313th Floor (313階), 314th Floor (314階), 315th Floor (315階), 316th Floor (316階), 317th Floor (317階), 318th Floor (318階), 319th Floor (319階), 320th Floor (320階), 321st Floor (321階), 322nd Floor (322階), 323rd Floor (323階), 324th Floor (324階), 325th Floor (325階), 326th Floor (326階), 327th Floor (327階), 328th Floor (328階), 329th Floor (329階), 330th Floor (330階), 331st Floor (331階), 332nd Floor (332階), 333rd Floor (333階), 334th Floor (334階), 335th Floor (335階), 336th Floor (336階), 337th Floor (337階), 338th Floor (338階), 339th Floor (339階), 340th Floor (340階), 341st Floor (341階), 342nd Floor (342階), 343rd Floor (343階), 344th Floor (344階), 345th Floor (345階),

議案第10号

恵庭市民会館耐震化等改修工事の内電気設備工事(2期工事)の請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第2条の規定により、恵庭市民会館耐震化等改修工事の内電気設備工事(2期工事)の請負契約を次のとおり締結することについて議決を求める。

令和7年11月27日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

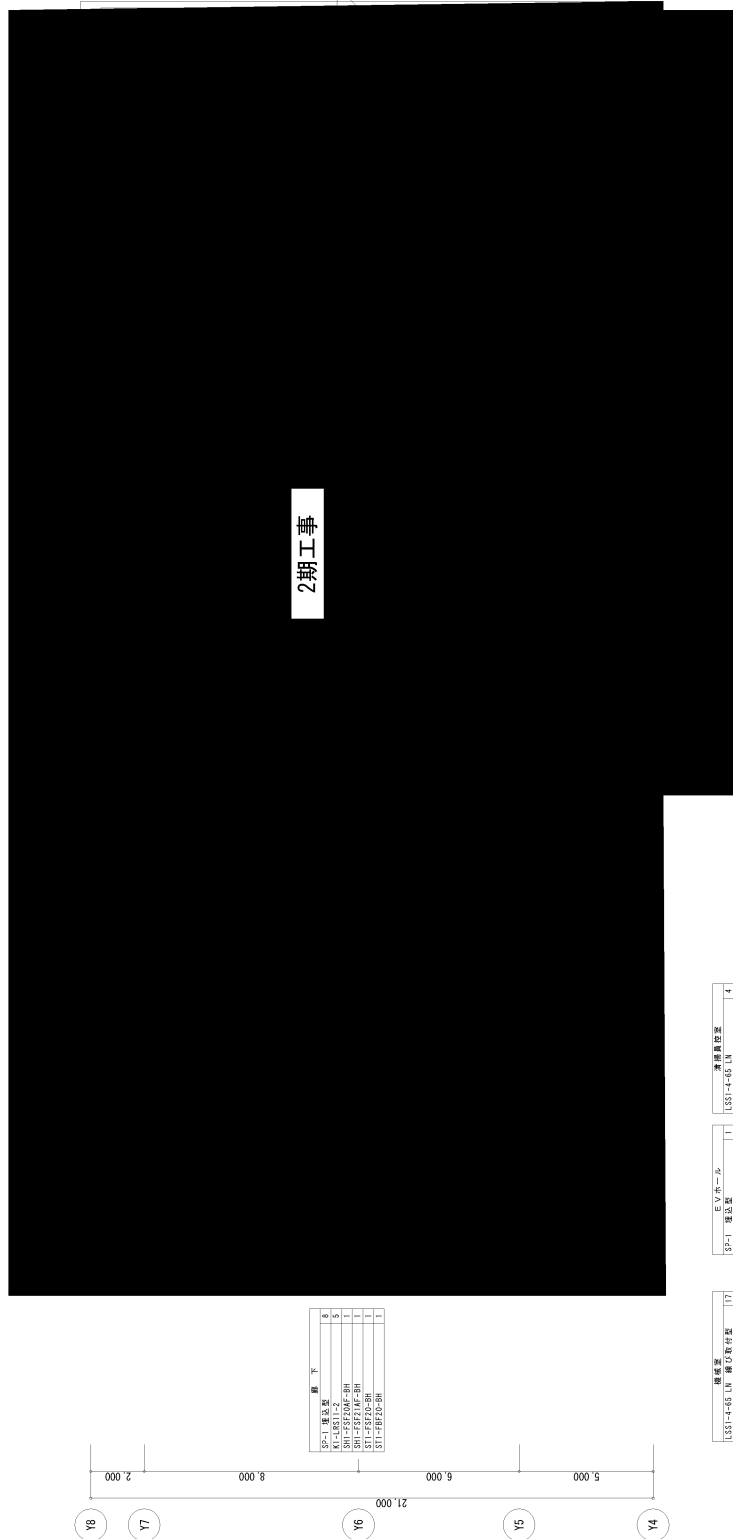
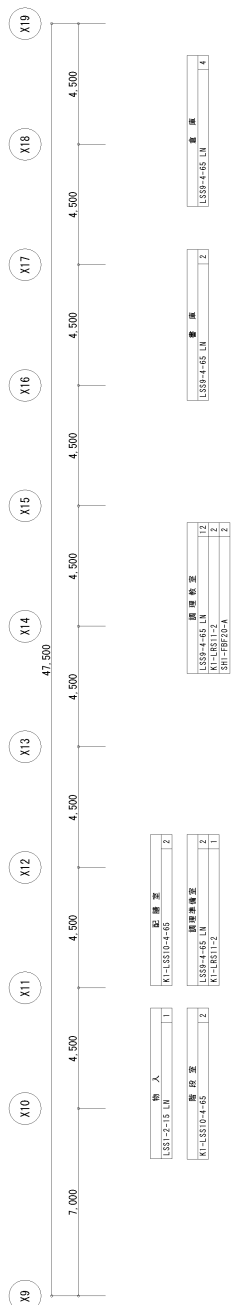
- 1 工 事 名 恵庭市民会館耐震化等改修工事の内電気設備工事(2期工事)
- 2 契 約 金 額 223,850,000円
- 3 契約の相手方 槌本・豊原特定共同企業体
代表者 恵庭市緑町2丁目10番10号
槌本電設工業株式会社
代表取締役 槌 本 明 彦
構成員 恵庭市島松仲町2丁目14番10号
株式会社豊原電気商会
代表取締役 泉 隆
- 4 契 約 の 方 法 2者による事後審査型条件付一般競争入札

事後審査型条件付一般競争入札参加業者一覧

槌本・豊原特定共同企業体

野村・日栄特定共同事業体

以上 2 者



機械室	
LSS1-4-65 LN 繰り取り型	17
XI-LSS1-4-65 LN 繰り取り型	5

EVホーブル	
SP-1 連込型	1
K1-RS11-2	1

LSSI-4-65 LN

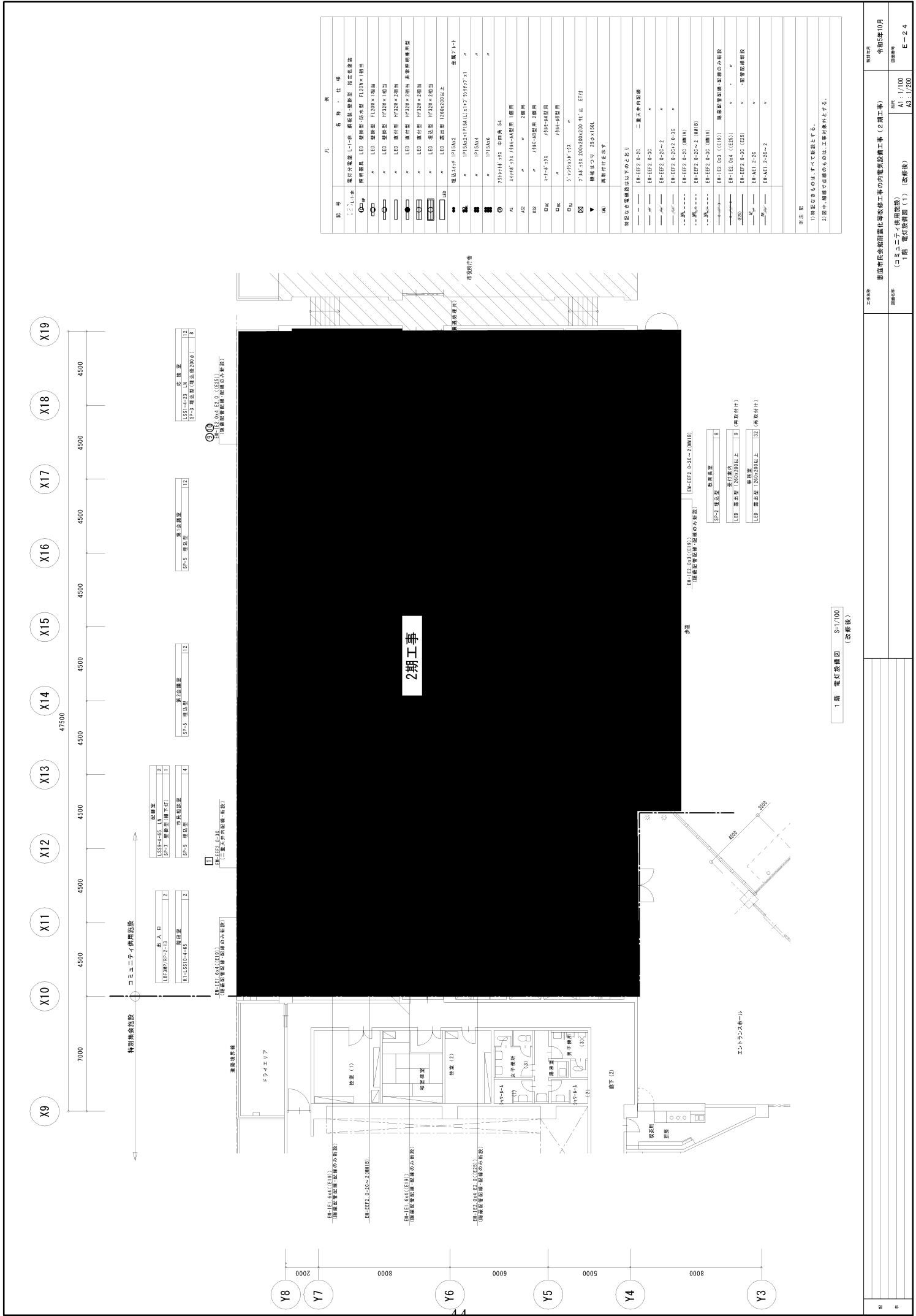
--	--

Abstract

Abstract

[illegible]

型		工事名称	新潟県立総合福祉センターの介護施設整備工事（仮設工事）	令和5年10月
号			図面番号 A1: 1/100 A3: 1/200 E-20	図面備考



記 号	工事名称		令和5年10月
	恵庭市民会館附属化改修工事の内電気設備工事（2期工事）		年度 令和5年度
	（コエニテス・併修設備） 1階 電気設備図（1）（改修後）		図面番号 E-2-4

議案第 11 号

令和 7 年度恵庭市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度恵庭市一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 億 6,348 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 408 億 1,901 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第三表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第四表 地方債補正」による。

令和 7 年 11 月 27 日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
歳入

千円

款		項	補正前の額	補正額	計
10.	国有提供施設等所在市町村助成交付金		610,718	31,474	642,192
		1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金	610,718	31,474	642,192
16.	国庫支出金		7,352,281	△481	7,351,800
		1. 国庫負担金	4,953,291	3,222	4,956,513
		2. 国庫補助金	2,376,421	△5,010	2,371,411
		3. 委託金	22,569	1,307	23,876
17.	道支支出金		3,115,112	△44,062	3,071,050
		1. 道負担金	1,884,231	1,611	1,885,842
		2. 道補助金	1,025,141	△45,673	979,468
19.	寄附金		340,774	1,068,809	1,409,583
		1. 寄附金	340,774	1,068,809	1,409,583
20.	繰入金		3,504,169	128,950	3,633,119
		1. 繰入金	3,504,169	128,950	3,633,119
21.	繰越金		1,395,977	5,031	1,401,008
		1. 繰越金	1,395,977	5,031	1,401,008
22.	諸収入		647,137	84,667	731,804
		3. 貸付金元利収入	269,088	84,667	353,755
23.	市債		2,482,400	789,100	3,271,500
		1. 市債	2,482,400	789,100	3,271,500
	歳入	合 計	38,755,526	2,063,488	40,819,014

歳出

千円

款		項	補正前の額	補正額	計
2.	総務費		6,623,081	874,420	7,497,501
		1. 総務管理費	6,323,997	874,420	7,198,417
3.	民生費		12,940,595	807,052	13,747,647
		1. 社会福祉費	6,117,170	647,074	6,764,244
		2. 児童福祉費	5,169,907	159,978	5,329,885
4.	衛生費		2,675,417	52,756	2,728,173
		1. 保健衛生費	536,113	6,959	543,072
		2. 保健体育費	422,899	45,797	468,696
6.	農林水産業費		655,877	49,089	704,966
		1. 農林費	655,877	49,089	704,966

7. 商	工	費	1. 商	工	費	801, 058	94, 861	895, 919
9. 消	防	費				801, 058	94, 861	895, 919
10. 教	育	費	1. 消	防	費	694, 581	△843	693, 738
						694, 581	△843	693, 738
			1. 教	育	總	3, 163, 782	186, 153	3, 349, 935
			2. 小	學	校	562, 152	6, 555	568, 707
			3. 中	學	校	713, 657	9, 481	723, 138
			4. 社	會	教	491, 108	1, 884	492, 992
					育	1, 396, 865	168, 233	1, 565, 098
	歲	出	合	計		38, 755, 526	2, 063, 488	40, 819, 014

第 二 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)			
款	項	事 業 名	金 額
4 衛 生 費	2 保 健 体 育 費	5 島 松 水 泳 プ ー ル 新 設 事 業 費	26,396

第三表 債務負担行為 正

(追加)	(単位 千円)	
事 項	期 間	限 度 額
令和 7 年度ふるさと納税業務推進委託事業	令和 7 年度～8 年度	150, 000
令和 7 年度有料指定ごみ袋等製造委託事業	令和 7 年度～8 年度	76, 537
令和 7 年度リサイクルセンター運転管理委託事業	令和 7 年度～8 年度	100, 526
令和 7 年度ごみ処理場運営管理委託事業	令和 7 年度～8 年度	146, 773
令和 7 年度花の拠点運営事業	令和 7 年度～1 2 年度	835, 413
令和 7 年度市営住宅管理運営事業	令和 7 年度～1 2 年度	438, 520
令和 7 年度市営住宅窓口センター賃貸借料	令和 7 年度～1 2 年度	6, 000
令和 7 年度スクールバス運行管理委託事業	令和 7 年度～8 年度	36, 708

第 四 表 地 方 債 補 正

(追 加)					(単位 千円)	
起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法		
地域総合整備資金貸付事業債	576,000	普通貸借 又は 証券発行	以内 5.0% (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後に おいては、当該見直 し後の利率)	1. 償還年限は、据置期間を含め30年以内 とし、償還は毎年度2期元利均等又は元 金均等償還とする。 ただし、特別の融資条件の定めがある ときはその条件による。 2. 市財政の都合によって償還期限を短縮 し、若しくは繰上げ償還をし又は低利償 に借換することができる。		

(変 更)			(単位 千円)	
起 債 の 目 的	補 正 前 の 限 度 額	補 正 後 の 限 度 額		
島 松 地 区 複 合 施 設 整 備 事 業 債	382, 400	423, 300		
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 債	37, 700	52, 900		
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 債	405, 500	562, 500		

令和 7年度恵庭市一般会計補正予算（第6号）説明書
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款		補正前の額	補正額	計
10.	国有提供施設等所在市町村助成交付金	千円 610,718	千円 31,474	千円 642,192
16.	国庫支出金	7,352,281	△481	7,351,800
17.	道支金	3,115,112	△44,062	3,071,050
19.	寄附金	340,774	1,068,809	1,409,583
20.	繰入金	3,504,169	128,950	3,633,119
21.	繰越金	1,395,977	5,031	1,401,008
22.	諸収入	647,137	84,667	731,804
23.	市債	2,482,400	789,100	3,271,500
歳入合計		38,755,526	2,063,488	40,819,014

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源		その他	一般財源
				国支	道支		
2. 総務費	千円 6,623,081	千円 874,420	千円 7,497,501	千円 0	千円 △49,286	千円 40,900	千円 832,297
3. 民生費	12,940,595	807,052	13,747,647	4,529	1,611	576,000	178,616
4. 衛生費	2,675,417	52,756	2,728,173	850	0	0	48,687
6. 農林水産業費	655,877	49,089	704,966	0	3,613	0	45,476
7. 商工費	801,058	94,861	895,919	0	0	0	94,861
9. 消防費	694,581	△843	693,738	0	0	0	△843
10. 教育費	3,163,782	186,153	3,349,935	△5,860	0	172,200	8,410
歳出合計	38,755,526	2,063,488	40,819,014	△481	△44,062	789,100	1,208,347

2. 歳入

(款) 10 国有提供施設等所在市町村助成交付金

(項) 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説	明
				区	分	金	額 千円
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	610,718	31,474	642,192	2	特定防衛施設 周辺整備 調整交付金	25,644	子ども医療費助成事業 はしご付消防ポンプ車更新整備事業 恵浄殿改修事業 スポーツ施設改修事業 防火水槽更新整備事業 島松公民館集会室備品整備事業 小学校ワイヤレスインターホン設置事業 中学校ワイヤレスインターホン設置事業 千円 37,333 △1,028 △8,602 △2,890 △843 △988 1,569 1,093
計	610,718	31,474	642,192	3	訓練交付金	5,830	恵み野小学校給食用昇降機更新事業 千円 5,830

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説	明
				区	分	金	額 千円
1 民生費負担金	4,953,291	3,222	4,956,513	3	障がい者福祉費 負担金	3,222	自立支援補装具支給費 千円 3,222
計	4,953,291	3,222	4,956,513				

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説	明
				区	分	金	額 千円
3 衛生費国庫補助金	5,524	850	6,374	1	衛生費補助金	850	マイナワンバー情報連携体制整備事業費 千円 850
5 教育費国庫補助金	679,249	△5,860	673,389	1	小学校費補助金	△6,723	防音機能復旧事業費 △377
				2	中学校費補助金	△4,063	小学校冷房設備設置事業費 △6,346
				3	社会教育費補助金	4,926	中学校冷房設備設置事業費 △4,063 市民会館耐震化等改修事業費 4,926

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
計	千円 2, 376, 421	千円 △5, 010	千円 2, 371, 411			千円	千円

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
2 民生費委託金	千円 18, 175	千円 1, 307	千円 19, 482	1 民生費委託金		千円 1, 307	千円 1, 307
計	22, 569	1, 307	23, 876				

(款) 17 道支出金

(項) 1 道負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 民生費負担金	千円 1, 883, 801	千円 1, 611	千円 1, 885, 412	4 障がい者福祉費負担金		千円 1, 611	千円 1, 611
計	1, 884, 231	1, 611	1, 885, 842				

(項) 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 総務費補助金	千円 58, 406	千円 △49, 286	千円 9, 120	1 総務費補助金		千円 △49, 286	千円 △50, 000
4 農林水産業費補助金	457, 112	3, 613	460, 725	1 農業費補助金		3, 613	714
計	1, 025, 141	△45, 673	979, 468				3, 613

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分	金	額
1 寄附金	千円 340, 774	千円 1, 068, 809	千円 1, 409, 583	1 寄附金		千円 1, 068, 809	千円 19, 401
							138, 757

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 寄附金	千円	千円	千円			千円 子どもの読書活動を支える寄附 310 社会福祉事業推進基金寄附 18,638 青少年・文化振興基金寄附 7,375 まちづくり推進基金寄附 832,297 高等学校等入学準備金基金寄附 6,555 農業振興基金寄附 45,476
計	340,774	1,068,809	1,409,583			

(款) 20 繰入金

(項) 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 基金繰入金	千円	千円	千円	1	財政調整基金繰入金	千円 財政調整基金繰入金 74,079
				3	まちづくり推進基金繰入金	4,364 まちづくり推進基金繰入金
				5	子育て基金繰入金	10,611 子育て基金繰入金 10,611
				6	社会福祉事業推進基金繰入金	10,610 社会福祉事業推進基金繰入金 10,610
				7	スポーツ振興基金繰入金	29,286 スポーツ振興基金繰入金 29,286
計	3,504,169	128,950	3,633,119			

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区	分	
1 繰越金	千円	千円	千円	1	繰越金	千円 繰越金 5,031
計	1,395,977	5,031	1,401,008			

(款) 22 諸収入

(項) 3 貸付金元利収入

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説	明
				区	分		
1 貸付金元利収入	269,088	84,667	353,755	3	中小企業振興 融資貸付金収入	84,667	中小企業振興融資預託金元金収入 千円 84,667
計	269,088	84,667	353,755				

(款) 23 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説	明
				区	分		
1 総務債	436,800	40,900	477,700	1	総務債	40,900	島松地区複合施設整備事業債 千円 40,900
2 民生債	17,100	576,000	593,100	1	民生債	576,000	地域総合整備資金貸付事業債 576,000
8 教育債	504,600	172,200	676,800	1	教育債	172,200	小学校冷房設備設置事業債 島松小学校校舎防音機能復旧事業債 中学校冷房設備設置事業債 市民会館耐震化等改修事業債 9,100 2,100 4,000 157,000
計	2,482,400	789,100	3,271,500				

3. 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源		一般財源 千円	区 分	金 額 千円			
				国道支出金 千円	地方債 千円				その他 千円		
2職員管理費	1,045,441	2,860	1,048,301			2,860	12委託料	2,860	1. 職員管理費委託料 給与電算システム改修委託	(2,860) 2,860	
9地域安全対策費	349,939	714	350,653	714			17備品購入費	714	6. 消費者対策費 備品購入費	(714) 714	
10企画費	1,973,257	0	1,973,257	△50,000	40,900	9,100			17. 島松地区複合施設整備事業費		
12財産管理費	132,077	2,244	134,321			2,244	12委託料	2,244	4. 庁舎管理費委託料 市役所庁舎冷房設置検討作業委託	(2,244) 2,244	
15まちづくり推進基金	1,058,672	832,297	1,890,969			832,297	24積立金 寄附金	832,297	1. まちづくり推進基金積立金 積立金	(832,297) 832,297	
16特定防衛施設周辺整備調整交付金基金	88,188	36,305	124,493			36,305	24積立金	36,305	1. 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金積立金 積立金 1－1. 子ども医療費助成積立金 積立金 1－2. はしご消防ポンプ自動車更新整備事業積立金 積立金	36,305 (37,333) 37,333 (△1,028) △1,028	
計	4,647,574	874,420	5,521,994	△49,286	40,900	50,509					

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源			区 分	金 額	
				国 道	支 出 金	地 方 債	そ の 他	千円			
1 社 会 福 祉 総 務 費	千円 190,475	千円 63,322	千円 253,797		千円 18,638	千円 44,684	10 需 用 費	千円 200	9. 社会福祉事業推進基金積立金	千円 (18,638)	
					寄附金		11 役 務 費	484	1 0 . 高齢者世帯等冬の生活支援事業費 需用費	200	
							19 扶 助 費	44,000	消耗品費	20	
							24 積 立 金	18,638	印刷製本費	180	
									役務費	484	
									通信運搬費	484	
									扶助費	44,000	
									高齢者世帯等生活支援助成費	44,000	
3 障 が い 者 福 祉 費	2,925,466	582,445	3,507,911			576,000			1 . 一般事務費	(576,000)	
				国	4,833				貸付金	576,000	
				道	3,222				障がい者支援施設建設事業資金貸付金	576,000	
					1,611				5 . 自立支援補装具支給費	(6,445)	
									扶助費	6,445	
									身体障がい者補装具支給費	6,445	
4 国 民 年 金 事 務 費	2,099	1,307	3,406						1 . 一般事務費	(1,307)	
				国	1,307				委託料	1,307	
									国民年金システム改修委託		
計	3,118,040	647,074	3,765,114		6,140	576,000	18,638	46,296			

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他の					
										千円	
4 子育て支援 推 進 費	千円 3,503,230	千円 159,978	千円 3,663,208	千円	千円	千円	18 負担金補助 及び交付金	千円 21,221	1 2. 特別支援・特別保育事業費 負担金補助及び交付金	千円 (21,221)	
						寄附金	24 積 立 金	138,757	特別支援教育補助金 (1号)	21,221	
						繰入金			特別支援児童保育補助金 (2・3号)	10,036	
						21,221				11,185	
									1 9. 子育て基金積立金	(138,757)	
									積立金	138,757	
計	3,503,230	159,978	3,663,208			159,978					

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
										千円	
2 予 防 費	千円 229,168	千円 15,561	千円 244,729	千円 850	千円	千円	千円 14,711	12 委 託 料	千円 15,561	1. 予防接種事業費 委託料 予防接種委託 マイナワンバー情報連携体制整備事業委託	千円 (15,561) 15,561
3 環境衛生費	166,763	△8,602	158,161				△8,602	14 工事請負費	△8,602	8. 恵浄殿改修事業費 工事請負費	(△8,602) △8,602
計	395,931	6,959	402,890	850			6,109				

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説	明							
				特		定財源			一般財源	区			分						
				国	道	支	出	金						地	方	債	所	の	他
1 運 動 ス ポ ー ツ 振 興 費	千円 50,370	千円 19,401	千円 69,771					19,401 寄附金	千円 24 積 立 金	千円 19,401	5. スポーツ振興基金積立金 積立金	千円 (19,401) 19,401							
2 運 動 ス ポ ー ツ 施 設 費	372,529	26,396	398,925					29,286 繰入金	14 工事請負費	16,239	2. スポーツ施設改修事業費	(26,396)							
									17 備品購入費	10,157	5. 島松水泳プール新設事業費 工事請負費 備品購入費	16,239 10,157							
計	422,899	45,797	468,696					48,687											

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説	明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国道支出金	地 方	債 権				そ の 他		
3 農業振興費	千円 380,752	千円 49,089	千円 429,841	千円 3,613 道	千円 45,476 寄附金	千円 45,476	千円 18 負担金補助 及び交付金 24 積 立 金	千円 3,613 45,476	千円 4. 農業振興対策事業費 負担金補助及び交付金 麦・大豆生産技術向上事業補助金 6. 農業振興基金積立金 積立金	千円 (3,613) 3,613 3,613 (45,476) 45,476		
計	千円 380,752	千円 49,089	千円 429,841	千円 3,613	千円 45,476	千円 45,476						

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特	定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
2 商 工 業 振 興 費	千円 527, 146	千円 94, 861	千円 622, 007	千円	千円	千円	千円	千円	千円	1. 中小企業振興対策事業費 負担金補助及び交付金 信用保証協会保証料補給金 貸付金 市中小企業振興融資預託金	千円 (94, 861) 10, 194 10, 194 84, 667 84, 667
計	527, 146	94, 861	622, 007				94, 861				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
										千円	
4 消防施設費	千円 592,608	千円 △843	千円 591,765	千円	千円	千円	千円 △843	千円 12 委託料	千円 △843	千円 2. 施設整備費 委託料 △843	千円 (△843) △843
計	592,608	△843	591,765				△843			2－6. 防火水槽整備事業費 委託料 ボーリング調査委託	(△843) △843

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説	明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額			
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
										千円		
1 教 育 委 員 会 費 計	千円 130,954	千円 6,555	千円 137,509	千円	千円	千円	千円	千円	24 積 立 金	千円 6,555	9. 高等学校等入学準備金基金積立金 積立金	千円 (6,555) 6,555

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説	明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他						
										千円		
1 学校管理費	千円 380,591	千円 320	千円 380,911	千円 △6,723	千円 11,200	千円 △5,830	千円 160	10 需用費	千円 320	2. 学校図書館費 需用費 消耗品費	千円 (320) 320 320	
3 学校整備費	219,132	9,161	228,293	国 △6,723	11,200	繰入金 △5,830	10,514	12 委託料	△726	4. 小学校冷房設備設置事業費 委託料 設計委託 工事請負費	(4,854) △3,289 8,143	
								14 工事請負費	9,887			
										5. 島松小学校校舎防音機能復旧事業費 委託料 実施設計委託 アスベスト定性分析調査委託	(2,563) 2,563	
										6. 恵み野小学校給食用昇降機更新事業費 8. 小学校ワイヤレスインターホン設置事業費 工事請負費	(1,744) 1,744	
計	599,723	9,481	609,204	△6,723	11,200	△5,670	10,674					

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源			区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	150	千円				
												千円
1 学校管理費	293,780	300	294,080			寄附金	150	150	10 需 用 費	300	2. 学校図書館費 需用費 消耗品費	(300) 300 300
3 学校整備費	123,612	1,584	125,196	△4,063	4,000			1,647	12 委 託 料	△1,705	5. 中学校冷房設備設置事業費 委託料 実施設計委託 工事請負費	(369) △1,705 2,074
計	417,392	1,884	419,276	△4,063	4,000		150	1,797			6. 中学校ワイヤレスインターホン設置事業費 工事請負費	(1,215) 1,215

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳						節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額			
				国道支出金	地方債	その他の						
										千円	千円	
2 青少年女性等 教 育 費	25,629	7,375	33,004			7,375		24 積立金	7,375	8. 青少年・文化振興基金積立金	千円 (7,375) 7,375	
4 市民会館費	968,301	161,846	1,130,147		157,000	寄附金	△80	14 工事請負費	161,846	3. 市民会館耐震化等改修事業費 工事請負費	(161,846) 161,846	
5 公 民 館 費	18,865	△988	17,877				△988	11 役 務 費	△860	5. 島松公民館集会室備品整備事業費 役務費	(△988) △860	
								17 備品購入費	△128	手数料 備品購入費	△860 △128	
計	1,012,795	168,233	1,181,028	4,926	157,000	7,375	△1,068					

説明資料
(一般会計)

(千円)

款	項	目	経	費	名	補正額	補正額の財源内訳				説	明
							国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
2	総務費総務管理費職員費	2	1	職員管理費	費	2,860					2,860	子ども・子育て支援金の徴収に係る給与電算システムの改修
2	総務費総務管理費地域安全対策費	9	6	対策費	費	714		714				全国消費生活情報ネットワークシステム対応端末等の整備
2	総務費総務管理費企画費	10	17	企画費	費	0		△ 50,000	40,900		9,100	道支出金の減による財源変更
2	総務費総務管理費財産管理費	12	4	財産管理費	費	2,244					2,244	本庁舎冷房設置にかかる基本設計の作成
2	総務費総務管理費まちづくり推進基金費	15	1	まちづくり推進基金費	金	832,297				832,297		えにわ・花子さん愛情寄附積立 26,200件 ふるさと納税事業経費積立 48,406件
2	総務費総務管理費特定防衛施設周辺整備調整交付金基金費	16	1-1	特定防衛施設周辺整備調整交付金基金費	金	37,333					37,333	(調整交付金事業) 調整交付金積立額の増額 (一般財源:調整交付金37,333千円)
2	総務費総務管理費特定防衛施設周辺整備調整交付金基金費	16	1-2	特定防衛施設周辺整備調整交付金基金費	金	△ 1,028					△ 1,028	(調整交付金事業) 調整交付金積立額の減額 (一般財源:調整交付金△1,028千円)
3	民生費社会福祉社会福祉総務費	1	9	社会福祉総務費	金	18,638				18,638		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,721件
3	民生費社会福祉社会福祉総務費	1	10	社会福祉総務費	費	44,684					44,684	灯油価格の高騰等に対する低所得世帯への経済支援の実施
3	民生費社会福祉社会福祉総務費	3	1	障がい者福祉費	費	576,000			576,000			障がい者支援施設整備に係る事業資金の貸付
3	民生費社会福祉社会福祉総務費	3	5	障がい者福祉費	費	6,445	3,222	1,611			1,612	高額な補装具の支給増などによる増額
3	民生費社会福祉社会福祉総務費	4	1	国民年金事務費	費	1,307						令和7年度税制改正に係る国民年金システムの改修
3	民生費児童福祉社会福祉総務費	4	12	子育て支援推進費	特別支援・特別保育事業費	21,221				21,221		特別支援教育補助金と特別支援児童保育補助金の増額
3	民生費児童福祉社会福祉総務費	4	19	子育て支援推進費	金	138,757					138,757	えにわ・花子さん愛情寄附積立 13,699件

4	衛生費	1	保健衛生費	2	予防衛生費	1	予防接種事業費	15,561	850					14,711	高齢者帯状疱疹ワクチン接種委託料の増額 五種混合ワクチン及び小児肺炎球菌15価ワクチンの定期接種開始に係るシステム改修
4	衛生費	1	保健衛生費	3	環境衛生費	8	恵浄殿改修事業費	△ 8,602						△ 8,602	(調整交付金事業) 調整交付金対象事業費確定のため減額 (一般財源:調整交付金△8,602千円)
4	衛生費	2	保健衛生費	1	運動スポーツ振興費	5	スポーツ振興基金積立金	19,401					19,401		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,407件
4	衛生費	2	保健衛生費	2	運動スポーツ施設費	2	スポーツ施設改修事業費	0					2,890	△ 2,890	(調整交付金事業) 充当財源の変更に伴う財源調整 (一般財源:調整交付金△2,890千円)
4	衛生費	2	保健衛生費	2	運動スポーツ施設費	5	島松水泳プール新設事業費	26,396					26,396		島松水泳プール建替工事に係る外構工事等の前倒し実施
6	農林水産業費	1	農林費	3	農業振興費	4	農業振興対策事業費	3,613			3,613				麦・大豆生産技術向上事業補助金の増額
6	農林水産業費	1	農林費	3	農業振興費	6	農業振興基金積立金	45,476					45,476		えにわ・花子さん愛情寄附積立 3,870件
7	商工費	1	商工費	2	商工業振興費	1	中小企業振興対策事業費	94,861					94,861		信用保証料補給金及び中小企業振興融資預託金の増額
9	消防費	1	消防費	4	消防施設費	2-6	防火水槽整備事業費	△ 843						△ 843	(調整交付金事業) 調整交付金対象事業費確定のため減額 (一般財源:調整交付金△843千円)
10	教育費	1	教育総務費	1	教育委員会費	9	高等学校等入学準備金基金積立金	6,555					6,555		えにわ・花子さん愛情寄附積立 684件
10	教育費	2	小学校費	1	学校管理費	2	学校図書館費	320					160	160	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書の購入 2件
10	教育費	2	小学校費	3	学校整備費	4	小学校冷房設備設置事業費	4,854	△ 6,346		9,100		2,100	2,100	設計費の確定に伴う委託料の減額及び工事費の前払金の増額
10	教育費	2	小学校費	3	学校整備費	5	島松小学校校舎防音機能復旧事業費	2,563	△ 377		2,100		840		暖房方式の変更に伴う事業費の増額
10	教育費	2	小学校費	3	学校整備費	6	恵み野小学校給食用昇降機新事業費	0					△ 5,830	5,830	(訓練交付金事業) 訓練交付金の交付決定に伴う財源変更 (一般財源:訓練交付金5,830千円)
10	教育費	2	小学校費	3	学校整備費	8	小学校ワイヤレスインターホン設置事業費	1,744						1,744	(調整交付金事業) 小学校のワイヤレスインターホンの整備 (一般財源:調整交付金1,569千円、財政調整基金175千円)

10	教	育	費	中	学	校	費	1	2	学	校	図	書	館	費	300					150	150	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書の購入 2件
10	教	育	費	中	学	校	費	3	5	学	校	整	備	費	中学校冷房設備設置事業費	369	△ 4,063	4,000			432	設計費の確定に伴う委託料の減額及び工事費の前払金の増額	
10	教	育	費	中	学	校	費	3	6	学	校	整	備	費	中学校ワイヤレスインターホンの設置事業費	1,215					1,215	(調整交付金事業) 中学校のワイヤレスインターホンの整備 (一般財源:調整交付金1,093千円、財政調整基金122千円)	
10	教	育	費	社	会	教	育	2	8	青少年女性等教育費	青少年・文化振興基金積立金					7,375				7,375	えにわ・花子さん愛情寄附積立 828件		
10	教	育	費	社	会	教	育	4	3	市民会館費	市民会館耐震化等改修事業費					161,846	4,926	157,000		△ 80	工事費の前払金の増額		
10	教	育	費	社	会	教	育	5	5	市民会館費	島松公民館集会室備品整備事業費					△ 988				△ 988	(調整交付金事業) 調整交付金対象事業費確定のため減額 (一般財源:調整交付金△988千円)		
合 計													2,063,488	△ 481	△ 44,062	789,100	1,208,347	110,584	一般財源の内訳 調整交付金 25,644千円、訓練交付金 5,830千円、財政調整基金74,079千円、繰越金 5,031千円				